

## 第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

違 反 態 標	令 和 2 年		平成31年・令和元年		前 年 比	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
<b>総 数</b>	<b>1,677</b>	<b>1,544</b>	<b>2,275</b>	<b>2,169</b>	<b>△598</b>	<b>△625</b>
ダ フ ャ 行 為 ( 第 2 条 )	3	3	10	7	△7	△4
シ ョ バ ャ 行 為 ( 第 3 条 )	-	-	-	-	-	-
景 品 買 行 為 ( 第 4 条 )	-	-	-	-	-	-
粗 暴 行 為 ( 第 5 条 )	卑わい行為 ( 第 1 項 ) うち) 盗 摄 そ の 他 ( 第 2 · 3 · 4 項 )	1,305 (736)	1,166 (636)	1,787 (758)	1,685 (697)	△482 (△22) (△61)
つ き ま と い 行 為 等 ( 第 5 条 の 2 )	19	16	19	18	-	△2
押 売 行 為 ( 第 6 条 )	1	1	-	-	1	1
不 当 な 客 引 行 為 等 ( 第 7 条 )	349	358	459	459	△110	△101
うち) 勧誘(スカウト)	(64)	(65)	(83)	(83)	(△19)	(△18)
ピ ン ク ビ ラ 配 布 行 為 等 ( 第 7 条 の 2 )	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

注1 盗撮は、卑わい行為の内数である。

2 勧誘(スカウト)は、不当な客引行為等の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

## 第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

区 分	(単位 件)		
	令 和 2 年	平成31年・令和元年	前 年 比
ス ト 一 カ 一 行 為 等 に 係 る 相 談	1,232	1,262	△30
警 告 書 の 交 付 ( 第 4 条 )	495	410	85
禁 止 命 令 等 ( 第 5 条 )	137	95	42
援 助 の 実 施 ( 第 7 条 )	639	530	109
檢 举 {ス ト 一 カ 一 行 為 罪 ( 第 18 条 )	126	97	29
禁 止 命 令 等 違 反 ( 第 19 · 20 条 )	15	13	2

注1 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

2 援助の実施にあっては、援助申出受理件数をいう。

数値：生活安全総務課

## 第69表 DV防止法違反等の措置状況

区 分	(単位 件)		
	令 和 2 年	平成31年・令和元年	前 年 比
配 偶 者 か ら の 暴 力 に 係 る 相 談	8,627	8,435	192
保 護 命 令 ( 第 10 条 )	47	58	△11
援 助 の 実 施 ( 第 8 条 の 2 )	5,581	4,976	605
檢 举 {保 護 命 令 違 反 ( 第 29 条 )	1	1	-

注1 DV防止法とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

2 保護命令は、令和2年から総件数を表示する。

数値：生活安全総務課